

県南広域振興局長告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年12月15日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ミドリ薬局	花巻市若葉町三丁目1番8号	平成21年10月29日
立正堂医院	北上市相去町相去52番地	平成21年10月12日
柴田医院	北上市新穀町一丁目6番10号	平成21年3月31日